

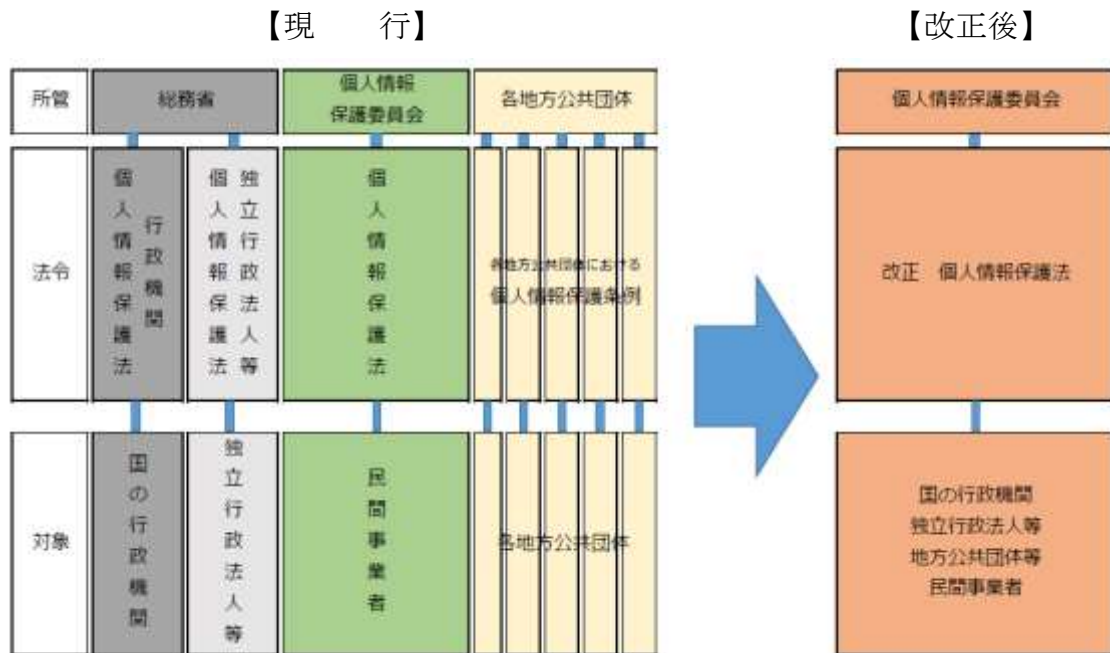
## 個人情報保護法改正に伴う対応について

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）が改正され、地方公共団体に適用される部分は、令和5年4月1日に施行されます。

これにより独自の個人情報保護条例を制定していた地方公共団体に、個人情報保護法が全国共通ルールとして一律に適用されることとなります。

### 1 法改正の概要

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の行政機関である個人情報保護委員会に一元化するものです。



## 2 町の対応について

芽室町の個人情報保護制度は、芽室町個人情報保護条例（以下「現行条例」）から今回改正された個人情報保護法（以下「改正法」）によることとなるため、現行条例を令和5年3月31日で廃止し、改正法で委任された事項等を定める「芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「法施行条例」）を制定し、令和5年4月1日から施行します。

また、これまで現行条例において定めていた、審査請求等について調査審議を行う審査会については、根拠条例として「芽室町個人情報保護審査会条例」を制定し、引き続き調査審議を担う組織を設置します。

## 3 法改正に伴う主な事務について

改正法において、町の実施機関がどのような事務でどのような個人情報を取り扱っているのか公表する個人情報ファイル簿（対象者1,000人以上）の作成が義務付けられたことから、個人情報ファイル簿を作成・公表します。

また、改正法の作成基準未満である「対象者1,000人未満」については、従来から作成している個人情報取扱事務登録簿を引き続き作成し、公表する予定です。

## 4 法施行条例で定める必要がある事項

### (1) 開示請求に係る手数料

地方公共団体に対する開示請求については、手数料の額を条例で定める（手数料無料も含む。）こととされています。

芽室町では、手数料の額は現行条例と同様に「無料」とし、写しの交付に係る実費を徴収する規定を設ける予定です。

また、現行と同様に、公立芽室病院における診療録等の開示請求に係る手数料は、芽室町病院事業の設置等に関する条例に定めるとおりとします。

### (2) 開示決定等の期限

開示決定期限や延長期間については、改正法に定める期間から延長することはできませんが、短縮する場合は条例で定めることができます。

現行条例では開示請求決定期限においては14日以内の開示を規定しており、改正法に定める30日以内に延長することは開示請求を行なう者にとって不利益となると考えられることから、現行条例と同様の規定を設ける予定です。

|            | 改正法   | 現行条例  |
|------------|-------|-------|
| 開示請求決定期限   | 30日以内 | 14日以内 |
| 訂正請求決定期限   | 30日以内 | 21日以内 |
| 利用停止請求決定期限 | 30日以内 | 21日以内 |

## 5 今後のスケジュール

|           |   |
|-----------|---|
| 令和4年12月   | 町議会定例会（初日） 条例提案<br>芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例<br>芽室町個人情報保護審査会条例 |
| 令和5年1月～3月 | 周知期間  |
| 令和5年4月    | 条例施行  |